

宝くじスポーツフェア

(事業開始年度：平成2年度)

— (一財) 自治総合センター —

1 事業の目的・概要

(一財) 自治総合センターが実施している宝くじ社会貢献広報事業。「宝くじスポーツフェア」を全国各地で実施し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

市町村、(一財)自治総合センター、県

3 事業内容等 ※各競技に会場要件有り (観客席数、コート数等)

(1) ドリーム・ベースボール

- ① 指導者クリニック
- ② 少年少女ふれあい野球教室
- ③ ふれあい講演会 (ドリームチームの代表による講演会)
- ④ ドリーム抽選会
- ⑤ アトラクション (「プロに挑戦」「ホームラン競争」)
- ⑥ ドリーム・ゲーム (ドリームチームと開催地チームとの親善試合)

(2) はつらつママさんバレーボール

- ① バレーボール指導者クリニック
- ② バレーボール教室
- ③ アトラクション
- ④ 親善試合 (ドリームチームと開催地チームとの親善試合)
- ⑤ ドリーム抽選会

(3) ドリーム・サッカー～日本代表 OB がやってくる!～

- ① サッカー指導者クリニック
- ② 少年少女サッカー教室
- ③ アトラクション
- ④ 親善試合「ドリーム・ゲーム」(元日本代表選手チーム対開催地チーム)
- ⑤ ドリーム抽選会

4 経費

原則として(一財)自治総合センターが負担。ただし、次の業務に要する経費を開催地が負担。

- (1) 会場及び付帯施設、設備の提供と運営
- (2) 運営スタッフの提供
- (3) 参加者、出場者の募集と管理
- (4) 開催告知及び集客
- (5) 選手等の送迎(最寄りの駅あるいは空港から宿泊地の間等)
- (6) 選手、スタッフの昼食等手配

5 県内事例

- 【ドリーム・ベースボール】 平成28年度 小林市
 【はつらつママさんバレーボール】 平成30年度 日南市
 【ドリーム・サッカー】 ※県内開催実績なし

6 県所管課

総務部 市町村課 (行政担当) 電話：26-7116 (内線：2161)

青少年健全育成助成事業（コミュニティ助成事業）

（事業開始年度：平成 11 年度）

－（一財）自治総合センター－

1 事業の目的・概要

（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

2 事業実施主体

- （１）市町村が認めるコミュニティ組織
- （２）市町村

3 対象事業等

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業

4 助成額

30 万円から 100 万円まで（10 万円未満切り捨て）

5 県内事例

近年の事業採択実績

令和 6 年度 1 市町村 1 団体

6 県所管課

総務部 市町村課（行政担当）

電話：2 6－7 1 1 6（内線：2 1 6 3）

未来の技能者育成事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

熟練技能士による技術系高校生・大学生等への実践的な技術指導、現場見学及び小・中学生等への職業講話、ものづくり体験教室及び現場見学を通して、将来のものづくりを担う人材の育成、確保を図る。

2 事業実施主体

宮崎県技能士会連合会

3 対象事業等

(1) 技能者育成促進事業

県内の工業系高校、農業系高校、大学等に技能士を派遣し、技術的指導実施後、指導内容に係る県内企業の現場見学を実施する。

(2) 匠の技 職業講話・技能体験・現場見学事業

小・中学校、特別支援学校に技能士を派遣し、職業講話の後、建築大工、畳、家具製作等の様々な技能体験活動を行うほか、ものづくり等に係る現場見学を実施する。

4 県内事例

(令和6年度実績 ものづくり人材育成推進事業)

① ものづくり担い手育成促進事業

県立農業大学校、延岡工業高校等で4職種において、延べ74人の技能士が274人の学生等を指導したほか、高鍋農業高校等の生徒に対し県内のものづくり企業の見学を実施。

② 匠の技 職業講話・技能体験教室

延岡市立東海小学校、日南市立細田中学校、児湯るびなす支援学校等県内33施設において、延べ122人の技能士を派遣し、602人の児童・生徒に対して、技能体験を実施
また、国富町立八代中学校等の生徒に対し県内のものづくり企業の見学を実施

5 県所管課

商工観光労働部 雇用労働政策課(人材育成担当)

電話：26-7107(内線：6267)

育英資金貸与事業

(事業開始年度：昭和 26 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

向学心に富み、優れた素質を有しながら経済的理由により修学が困難な学生又は生徒に対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成する。

2 事業実施主体：県

3 対象事業等

(1) 育英資金の種類・貸与月額

○種類

①一般育英資金(主たる生計維持者が県内に居住)

②へき地育英資金(主たる生計維持者が規則で定める県内のへき地に居住)

○貸与月額

育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に 3 つの区分から選択

種類	学校種別・通学の方法			貸与月額(円)		
				区分 1	区分 2	区分 3
一般育英資金	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	18,000	14,000	9,000
			自宅外	23,000	18,000	12,000
		私立	自宅	30,000	23,000	15,000
			自宅外	35,000	27,000	18,000
	大学	国公立	自宅	44,000	33,000	22,000
			自宅外	50,000	38,000	25,000
		私立	自宅	53,000	40,000	27,000
			自宅外	63,000	48,000	32,000
		私立 短期大学	自宅	52,000	39,000	26,000
			自宅外	59,000	45,000	30,000
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	44,000	33,000	22,000
			自宅外	50,000	38,000	25,000
		私立	自宅	52,000	39,000	26,000
			自宅外	59,000	45,000	30,000
へき地育英資金	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	21,000	14,000
			自宅外	38,000	29,000	19,000
		私立	自宅	34,000	26,000	17,000
			自宅外	45,000	34,000	23,000

※ 高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を、大学には短期大学を含む。

※ 一般育英資金には、スポーツ選手等貸与枠（県高等学校体育連盟又は県高等学校文化連盟から推薦された者が対象）を含む。

(2) 採用の種類

①在学採用（募集期間：3月から4月下旬）

高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程又は専門課程）・大学に在学している生徒又は学生を対象とする。

②予約採用（募集期間：7月から9月下旬）

高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）へ進学を希望する中学3年生を対象とする。

③緊急採用（募集期間：随時）

生計維持者の失職・破産・死亡・病気等又は火災・風水害等の災害による家計急変のため、緊急に修学資金を必要とする在学中の生徒又は学生を対象とする。（貸与月額は一般育英資金となる。）

7 県所管課

教育庁 財務福利課育英資金室（育英資金担当）

電話：32-4472（内線：3299）

企業の力を教育に！「みやぎきの教育」アシスト企業

(事業開始年度：平成 22 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

企業がもつ専門性や人材などの教育的資源を活用するためのシステムを構築することにより、企業が積極的に教育活動に参画できる環境を整備し、地域ぐるみの教育の普及・発展を図る。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

アシスト企業(※)との連携による教育支援システムの構築

- (1) 企業がもつ専門性や人材などの教育的資源が提供できる企業を広く募集し、学校・家庭・地域が活用しやすいように「みやぎきの学び応援ネット」上に「企業一覧・活動紹介」を載せることで、県民や関係先に対して、その周知・活用を図る。

※アシスト企業：企業がもつ専門性や人材などの教育的資源を、学校・家庭・地域のニーズに応じて提供していただく企業（会社、個人事業所、NPO、市民団体等）

- (2) 県教育委員会が企業と学校・家庭・地域等が協働して行う教育活動のコーディネートを行う。
(3) 企業の要請に応じ、家庭教育や人権教育などに関する社員研修会に県教育委員会職員を講師として派遣する。

(4) 企業登録状況

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	246	252	265	274	281	282	263	274

4 県内事例

(1) 企業と学校・家庭・地域が協働した教育活動数

〈生涯学習課と教育事務所がコーディネートした取組件数〉

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	160	186	207	57	128	109	114	140

(2) 取組例

- ・ 霧島酒造株式会社が、中学生を対象に立志式における記念講演を実施
- ・ 九州電力宮崎支店とホテルマックスが、小学校6年生を対象に働くことの大変さ、やりがいなど体験を基にした講話を実施
- ・ 南日本ハム株式会社が、保護者を対象に「子どもの一日を支える朝ご飯・スポーツする子どもの食について」の講話を実施
- ・ 一般社団法人キャリア開発支援協会 CaDeSA が、県内の教職員を対象に良好な人間関係を築く上でのポイントについての講話を実施

5 県所管課

教育庁 生涯学習課（地域連携推進担当）

電話：26－7244（内線：3320）

地域でつながる、みやざき家庭教育サポート事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 —

1 事業の目的・概要

家庭を取り巻く環境の多様化や、地域とのつながりが希薄化する中で、地域で「つながり」をもちながら、こどもを健やかに育むことのできる教育環境の整備等を通じて、みやざきの家庭教育支援を推進する。

2 事業実施主体

県

3 対象事業等

(1) 家庭教育サポートプログラム充実支援

- ・県民の学びを広げるオンライン受講への対応
- ・県民の知りたいに応えるプログラム改訂
- ・県民の学びを支えるトレーナー養成及び派遣

(2) 地域モデル開発支援

- ・地域のキーパーソンらによるコンソーシアム形成（県内 3 地区）及び支援モデルの開発と実践

(3) 広報啓発支援

- ・県民の理解及び社会的機運の醸成を図る広報活動

4 補助基準

諸謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等
(飲食物費、交際費に該当する経費は除く。)

5 補助率

県は、国に対して計画の申請を行う。

国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。

(国 1 / 3、県 2 / 3 負担)

6 県内事例

みやざき家庭教育サポートプログラム活用実績

年度	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	73	102	90	136	53	76	114	155	190

7 県所管課

教育庁 生涯学習課 (社会・家庭教育担当)

電話：2 6－7 2 4 5 (内線：3 3 1 5)

地域と学校の連携・協働「絆」体制構築事業

(事業開始年度: 令和 6 年度)

— 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 —

1 事業の目的・概要

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が一体的に機能する体制を全県下に整備・確立し、地域と学校が連携・協働した活動の推進を図り、持続可能な地域づくり及び地域の未来を支える人材の育成を行う。

2 事業実施主体

県及び市町村（補助事業）

3 対象事業等

(1) 体制整備・活動の充実（県、市町村）

- ① 学校と地域の連携・協働を目指したコミュニティ・スクールの体制整備
- ② 地域学校協働活動に係る体制整備
 - ア 学校における学びの連携・協働事業
 - イ 地域における学習支援・体験活動
- ③ 一体的推進に係る教育体制検討委員会「『絆』委員会」の設置

(2) 人材の育成（県）

- ① 地域及び学校の核となる人材育成や資質向上を図る研修の実施
- ② 地域と学校の連携・協働に係る教職員対象の研修の実施

(3) 普及・啓発（県）

- ① 県民総ぐるみによる教育の機運醸成を図るフォーラムの開催
- ② 地域づくりや人づくりに係る実践研究交流会の開催

4 補助基準

諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、保険料、雑役務費等

5 補助率

県は、市町村の計画を取りまとめ、国に対して計画の申請を行う。

国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。

(国、県、市町村各 1 / 3 負担)

6 県内事例

(1) 令和 6 年度の実施状況

学校における学びの連携・協働事業（19 市町村 63 本部）

(綾町、日南市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、三股町、小林市、高原町、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)

※ 中核市である宮崎市は単独実施

(2) 地域における学習支援・体験活動（17 市町村 74 事業）

(綾町、日南市、西米良村、川南町、都城市、三股町、小林市、延岡市、日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町)

※ 中核市である宮崎市は単独実施

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関する研修・視察（5 市町）

(日南市、都農町、三股町、延岡市、五ヶ瀬町)

7 県所管課

教育庁 生涯学習課（地域連携推進担当）、義務教育課（義務教育・学力向上第一担当）

電話：26-7244（内線：3320）

持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業

(事業開始年度: 令和 5 年度)

— 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 —

1 事業の目的・概要

地域資源を生かした持続可能な地域づくりを目指すとともに、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの更なる充実を図り、効果的・持続的な地域学校協働活動をととして、地域の未来を担う人材を育成する。

2 事業実施主体

県（補助事業）

3 対象事業等

(1) 各教育事務所への連携推進アドバイザーの配置（各 1 名、計 3 名）

- ① 連携推進アドバイザーによる地域学校協働活動（本部）とコミュニティ・スクールの一体的推進に係る市町村及び学校等への支援

(2) 体制整備の充実

- ① 市町村教育委員会内の学校教育・社会教育の垣根を越えた体制整備に係る協議会の実施
- ② 整備・導入に係る市町村（公立学校）への研修や訪問等の支援

(3) 普及・啓発

- ① 地域・学校・行政を対象とした研修会（県内 7 地区）の実施
- ② 市町村及び学校が実施する研修会等への支援

4 補助基準

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、教材費

5 補助率

県は、国に対して計画の申請を行う。

国は、事業計画書・収支予算書等の内容を審査し、補助額を決定する。

(国 1 / 3、県 2 / 3 負担)

6 県内事例

県内 3 教育事務所（中部、南部、北部）に各 1 名、計 3 名を配置（令和 2 年度～）

7 県所管課

教育庁 生涯学習課（地域連携推進担当）

電話：2 6 - 7 2 4 4（内線：3 3 1 9）

スポーツ振興くじ助成

(事業開始年度：平成 14 年度)

— (独) 日本スポーツ振興センター —

1 事業の目的・概要

スポーツ振興くじ助成は、t o t o の販売により得られる資金をもとに、地方公共団体及びスポーツ団が行うスポーツの振興を目的とする事業に対して行う助成制度である。

2 事業実施主体

都道府県、市町村、スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ

3 事業内容等

(1) 大規模スポーツ施設整備助成

競技水準の向上及び国際競技大会等の開催が可能となる拠点施設の整備を図ることを目的とする。

- ・ J リーグホームスタジアムの整備、国民スポーツ大会冬季大会競技会場の整備
助成対象者：都道府県、市町村 助成割合：4 分の 3

(2) 地域スポーツ施設整備助成

地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的とする。

- ・ 総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブハウス）整備事業
助成対象者：市町村、法人格を有する総合型地域スポーツクラブ等
助成割合：5 分の 4（新設）、4 分の 3（改造）
- ・ グラウンドの芝生化
助成対象者：都道府県、市町村等
助成割合：5 分の 4（新設）・4 分の 3（改設）、3 分の 2（天然芝）
- ・ スポーツ施設等の整備
助成対象者：都道府県、市町村等 助成割合：3 分の 2
- ・ PPP/PFI 導入のためのアドバイザー活用 : 2 分の 1
助成対象者：都道府県、市町村 助成割合：2 分の 1

(3) 総合型地域スポーツクラブ活動助成

総合型地域スポーツクラブの創設及び活動事業等に対して助成することにより、地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的とする。

- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設及び活動、クラブアドバイザー等の配置 等
助成対象者：市町村、法人格を有する総合型地域スポーツクラブ、都道府県等
助成割合：10 分の 9

(4) 地方公共団体スポーツ活動助成

地域のスポーツ活動の活性化を図ることを目的とする。

- ・地域スポーツ活動推進

助成対象者：都道府県、市町村 助成割合：5分の4

- ・国民スポーツ大会冬季大会の競技会開催支援

助成対象者：都道府県 助成割合：5分の4

(5) 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成

中央レベルから地域レベルまでが一体となった優れた素質を有する競技者の組織的・継続的な発掘及び育成を図ることを目的とする。

- ・タレント発掘・一貫指導育成、身体・運動能力特性に基づくタレント発掘・育成

助成対象者：都道府県、都道府県スポーツ協会等

助成割合：5分の4

(6) スポーツ団体スポーツ活動助成

生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的とする。

- ・スポーツ活動推進、ドーピング検査推進、組織基盤強化等

助成対象者：日本スポーツ協会・日本レクリエーション協会等の加盟団体等

助成割合：5分の4等

(7) 国際競技大会開催助成

国際的な規模のスポーツ競技会の円滑な開催を図ることを目的とする。

助成対象者：都道府県、市町村、日本スポーツ協会の加盟競技団体等

助成割合：5分の2（大会開催）、5分の4（大会開催準備）

なお、詳細については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページを御覧ください。

（ URL：<http://jpnssport.go.jp/sinko/> ）

4 県所管課

教育庁 スポーツ振興課（生涯スポーツ担当）

電話：26－7482（内線3338）